

平成 24 年 12 月 28 日

「アメリカン・ドリーム・ファンド」受益者の皆様へ

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「アメリカン・ドリーム・ファンド」ならびに当ファンドのマザーファンドである  
「米国小型成長株マザーファンド」の約款変更予定に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託をご愛顧賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「アメリカン・ドリーム・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）および当ファンドのマザーファンドである「米国小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。本約款変更の内容・理由、約款変更にご異議のある受益者様の異議申立に関するお手続き等について、下記をご覧くださいようお願い申し上げます。尚、本約款変更についてご異議のない受益者様は、お手続き頂く必要はございません。

何卒、本約款変更の趣旨にご理解賜りますと共に、引き続き当ファンドをご愛顧の程、宜しく  
お願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 約款変更の内容

当ファンドおよびマザーファンドの約款にごございます「運用の基本方針」における記載事項を一部削除致します。（変更内容は、2～3 ページの新旧対照表をご覧ください。）

尚、本約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」\*第 30 条に基づく、重大な約款変更にあたります。

\*改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 2 条より、同法第 25 条の規定による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」を適用します。

「アメリカン・ドリーム・ファンド」投資信託約款の新旧対照表

変更前	変更後
<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国小型成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下「ADR 等」といいます。）に投資する場合があります。</p> <p>② <u>米国の株式（ADR 等を含みます。）は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が 20 億米ドル以下のものとします。</u></p> <p>③ 米国株式（ADR 等を含みます。）への実質投資比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>④ 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。</p> <p>⑥ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国小型成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下「ADR 等」といいます。）に投資する場合があります。</p> <p>② <b>（削除）</b></p> <p>② 米国株式（ADR 等を含みます。）への実質投資比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>③ 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。</p> <p>⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

「米国小型成長株マザーファンド」(マザーファンド) 投資信託約款の新旧対照表

変更前	変更後
<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国の株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR 等」という。)等を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(ADR 等を含みます。)に投資する場合があります。</p> <p>② <u>米国の株式(ADR 等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額 20 億米ドル以下のものとします。</u></p> <p>③ 米国株式(ADR 等を含みます。)等の運用については、アールエス・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託とします。</p> <p>④ 米国株式(ADR 等を含みます。)への投資は高位を維持することを基本とします。</p> <p>⑤ 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑥ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。</p> <p>⑦ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国の株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR 等」という。)等を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(ADR 等を含みます。)に投資する場合があります。</p> <p>② <b>(削除)</b></p> <p>③ 米国株式(ADR 等を含みます。)等の運用については、アールエス・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託とします。</p> <p>④ 米国株式(ADR 等を含みます。)への投資は高位を維持することを基本とします。</p> <p>⑤ 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑥ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。</p> <p>⑦ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。</p>

## 2. 約款変更の理由

当ファンドが設定された平成 19 年 6 月当時と比べると、米国株式市場において時価総額 20 億米ドル未満の小型企業数が減少し、新規公開時の時価総額が大型化するなど、投資環境に著しい変化が見られます。こうした中、取得時の時価総額の上限が制約となり投資を見送らざるを得ない小型成長企業が数多くあります。この点を踏まえ、運用成果のより一層の向上をめざして、約款に規定された取得時の時価総額上限の制限を削除することとしました。

尚、今回の約款変更にかかわらず、米国の小型成長株式を主要投資対象とする投資戦略やボトムアップ・アプローチにより厳選された銘柄に投資を行う運用プロセスに変更はございません。

## 3. 約款変更にかかわる今後の日程

日付	内容	
平成 24 年 12 月 28 日	①新聞公告日	日本経済新聞に掲載
	②受益者確定日 (異議申立基準日)	当日時点での受益者様を対象とします。 (平成 24 年 12 月 26 日までに取得申込みを完了された方を含みます。)
平成 24 年 12 月 28 日から 平成 25 年 2 月 6 日	③異議申立期間	約款変更反対の受益者様は、当期間に異議を申し立てることができます。お手続きの詳細は 4. 「異議申立についてのお手続き」をご覧ください。 なお、異議のない場合お手続きの必要はございません。
平成 25 年 2 月 7 日	④約款変更正式決定日	異議申立のあった受益者様の受益権の口数が、平成 24 年 12 月 28 日現在での受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、約款変更の実施を決定します。
平成 25 年 2 月 20 日から 平成 25 年 3 月 11 日	⑤買取請求期間	約款変更を決定した場合、異議申立を行った受益者様が、保有する受益権を信託財産をもって買い取ることを請求できる期間です。
平成 25 年 3 月 12 日	⑥約款変更適用日	約款変更を決定した場合、この日より約款変更を実施します。

#### 4. 異議申立についてのお手続き

本約款変更についてご異議のない受益者様は、お手続き頂く必要はございません。

本約款変更にご異議のある受益者様は、異議申立期間（平成 24 年 12 月 28 日～平成 25 年 2 月 6 日）中に、新生インベストメント・マネジメント株式会社に対して、「異議申立書」により、約款変更についての異議を申し立てることができます。

本約款変更にご異議のある受益者様は、(1) の「異議申立書にご記入頂く内容」を官製はがき等にご記入の上、(2) のあて先までご郵送ください。（平成 25 年 2 月 6 日必着）

##### (1) 「異議申立書にご記入頂く内容」

- ① お名前または法人名（ご署名、ご捺印）
- ② ご住所
- ③ お電話番号（日中連絡先）
- ④ ファンド名（「アメリカン・ドリーム・ファンド」とお書きください。）
- ⑤ 販売会社名、取扱店名、口座番号\*<sup>1</sup>
- ⑥ 平成 24 年 12 月 28 日現在の保有受益権口数\*<sup>2</sup>
- ⑦ 約款変更にご異議を申し立てる旨の文言  
（例、「アメリカン・ドリーム・ファンド」の約款変更にご異議を申し立てます。等）

\*<sup>1</sup> 複数の販売会社で、受益権を保有されている場合、その全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数についてご記入ください。

\*<sup>2</sup> 平成 24 年 12 月 26 日までの取得申込受付分が対象となります。（平成 24 年 12 月 27 日以降の取得申込受付分は対象とはなりません。）ご自身の受益権口数をご不明の場合は、お取扱い販売会社にご確認をお願いします。

##### (2) 「あて先」

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町 2-4-3

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「アメリカン・ドリーム・ファンド」 約款変更に関する異議申立書 受付係

##### 「ご注意事項」

- 異議申立期間（平成 25 年 2 月 6 日まで）を過ぎて弊社に到着した「異議申立書」は無効とさせていただきます。
- ご記入頂いた内容に不備がございますと異議申立をお受けできない場合がございますのでご注意ください。
- 当手続きに当たり、受益者様に関する情報（お名前、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号及び受益権口数等）は、弊社（委託会社）、販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）が共有させていただくことがありますのでご了承ください。なお、当手続きに当たり取得した受益者様の個人情報、異議申立及び買取請求に関する事務を処理するため以外には使用いたしません。
- 異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

## 5. 異議申立の取扱い

異議申立のあった受益者様の受益権口数の合計が、平成 24 年 12 月 28 日（異議申立基準日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、予定通り平成 25 年 3 月 12 日に約款変更を行います。この場合には、異議申立のなかった受益者様には、約款変更が実施されることについてご連絡は致しませんので、予めご了承ください。（新生インベストメント・マネジメントのホームページ（<http://www.shinsei-investment.com/>）には、約款変更が決定した旨を掲載いたします。）

また、異議申立のあった受益者様の受益権口数の合計が、平成 24 年 12 月 28 日（異議申立基準日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合、約款変更は行いません。この場合、異議申立期間終了後、約款変更を行わない旨を速やかに日本経済新聞にて公告し、受益者様には書面にてご報告します。

## 6. 異議申立をなされた受益者様の買取請求手続きについて

約款変更が決定された場合、異議申立を行った受益者様は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、受託銀行に対して信託財産による買取を請求することができます。約款変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、異議申立のあった受益者様にあらためてご案内させていただきます。

異議申立をなされた受益者様が必ず買取請求をしなければならないわけではなく、通常通り換金のお申込いただくことや継続して保有頂くことができます。

ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さいますようお願い申し上げます。

「買取請求手続きの概要」

買取請求受付期間：平成 25 年 2 月 20 日から平成 25 年 3 月 11 日（受託銀行受理分）

- ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社より約款変更に関する異議申立のあった受益者様に対し「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類のご記入
- ③ 販売会社の取引店への買取請求必要書類の送付
- ④ 販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理及び当該信託財産による買取の実行
- ⑥ 受託銀行から指定銀行口座への買取代金のお振込み

（注）上記の買取請求は、約款変更に関する異議申立のあった受益者様が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として、買取請求受付日（受託銀行が 15 時までに買取請求必要書類を受理した日（上記⑤））です。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に当たる場合は翌営業日となります。）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額相当額（当該基準価額の 0.3%）を控除した額とします。

「ご注意事項」

- 買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお振込手数料は受益者様の負担として、買取代金から差し引かれます。
- 併せまして、受託銀行より買取計算書を、買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきますが、その際の郵便料金、簡易書留手数料は買取代金から差し引かれます。
- なお、上記のような諸般の手続きを行う必要があるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございます。

取扱販売会社においては、前記の異議申立期間中及び買取請求の受付期間中も、通常通り、追加設定及び換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さいますようお願い申し上げます。

このお知らせに関するお問合せ先：

新生インベストメント・マネジメント株式会社 投資信託部

電話番号 03-6880-6448

(受付時間：営業日の9：00～17：00)